

平成30年12月和水町議会定例会会議録

平成30年12月10日和水町議会第4回定例会を議場に招集された。

1. 平成30年12月10日午前10時00分招集

2. 平成30年12月10日午前10時00分開会

3. 平成30年12月10日午前11時27分閉会

4. 会議の区別 定例会

5. 会議の場所 和水町議会議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(12名)

1 番 荒 木 宏 太	2 番 白 木 淳	3 番 齊 木 幸 男
4 番 坂 本 敏 彦	5 番 竹 下 周 三	6 番 高 木 洋一郎
7 番 秋 丸 要 一	8 番 松 村 慶 次	9 番 庄 山 忠 文
10 番 池 田 龍之介	11 番 森 潤一郎	12 番 蒲 池 恭 一

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

な し

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長 北 原 望

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長 高 巢 泰 廣	副 町 長 松 尾 栄 喜
教 育 長 小 出 正 泰	総 務 課 長 上 原 真 二
総合支所長兼住民課長 樋 口 哲 男	会 計 管 理 者 高 岡 悦 雄
まちづくり推進課長 高 木 浩 昭	税 務 住 民 課 長 石 原 康 司
健康福祉課長 坂 口 圭 介	商工観光課長 大 山 和 説
建 設 課 長 中 嶋 光 浩	農林振興課長 富 下 健 次
農業委員会事務局長 松 尾 修	学校教育課長 下 津 隆 晴
社会教育課長 前 渕 康 彦	町立病院事務部長 池 上 圭 造
特別養護老人ホーム施設長 樋 口 幸 広	

12. 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 委員長報告 行政視察研修（議会運営委員長）
- 第 6 議案第 6 3 号 和水町消防団条例の一部改正について
- 第 7 議案第 6 4 号 和水町簡易水道条例の一部改正について
- 第 8 議案第 6 5 号 和水町空家等の適正管理に関する条例の制定について
- 第 9 議案第 6 6 号 和水町金栗四三生家記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 10 議案第 6 7 号 平成30年度 和水町一般会計補正予算（第6号）
- 第 11 議案第 6 8 号 平成30年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）
- 第 12 議案第 6 9 号 平成30年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）
- 第 13 議案第 7 0 号 平成30年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）
- 第 14 議案第 7 1 号 平成30年度 和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 第 15 議案第 7 2 号 平成30年度 和水町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第 16 議案第 7 3 号 平成30年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）
- 第 17 議案第 7 4 号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 第 18 議案第 7 5 号 第 2 次和水町まちづくり総合計画基本構想の策定について
- 第 19 議案第 7 6 号 財産の無償貸与についての議決内容の一部変更について
- 第 20 議案第 7 7 号 町道の路線廃止について
- 第 21 議案第 7 8 号 町道の路線認定について

開会 午前10時00分

○議長（蒲池恭一君） 起立願います。おはようございます。

御着席ください。

ただいまから平成30年第 4 回和水町議会定例会を開会いたします。

本日は、報道関係より写真、ビデオカメラの撮影の申し出がありましたので許可しております。

これから会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（蒲池恭一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則126条の規定により、議長において、2 番白木淳君、3 番齊木幸男君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（蒲池恭一君） 日程第 2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月14日までの 5 日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月14日までの 5 日間に決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（蒲池恭一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

平成30年第 4 回和水町議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、年末を控え、公私極めて御多忙のところ御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提出されました諸議案は、条例 4 件、補正予算 7 件、その他 5 件の計16件であります。この諸議案につきましては、後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望してやまない次第であります。

各位には、十分御自愛の上、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本定例会に上程された議案及び一般質問事項のため、地方自治法第121条の規定により、町長以下、教育委員会の説明の出席を要請しております。

9 月定例会以降の主な行事、陳情、及び地方自治法第235条の 2、第 3 項の規定に基づき報告を受けた本町の一般会計、特別会計、公営企業会計の出納検査の状況は、別紙にてお手元に配付しておりますのとおりであります。

以上で諸般の報告を終わり、開会の挨拶といたします。

日程第 4 行政報告

○議長（蒲池恭一君） 日程第 4、行政報告を行います。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 皆さん、改めましておはようございます。

議長のお許しをいただきまして、平成30年和水町議会第 4 回定例会の開催に当たり、一言御挨拶並びに行政報告を申し上げます。

議員各位におかれましては、師走の御多忙の中に御出席を賜り誠にありがとうございます。謹

んで御礼を申し上げます。

12月に入り、朝夕の寒気が身に沁みる昨今であります。年内納めの12月定例会をつつがなく迎えますことを、議員の皆様とともに喜びといたしたいところでございます。

また、傍聴席の皆様におかれましては御多忙の中、早朝より御来場いただきありがとうございます。日頃より町政に対する御理解・御協力をいただいておりますことに対しまして、重ねて御礼を申し上げます。平成30年も北海道地震をはじめ、全国各地で大きな自然災害が発生した一年でありました。また、真夏の暑さは命にかかわる災害級の暑さが続いた夏でもありました。そのような中であって、和水町は幸いにして7月の九州北部から中国地方を襲った平成30年7月豪雨の直撃を逃れることができました。しかしながら、直撃を受けた地域では、今もなお日常生活を取り戻せない多くの被災者がおられます。一刻も早い復旧・復興を願わずにはられません。

さて、続きまして和水町にかかわる行政報告を申し上げます。

まず、イベント関係ですが、11月4日に第35回金栗四三翁マラソン大会が開催されました。ゲストランナーに山の神 柏原竜二選手を迎え、開催をいたしました。2,053名のエントリーがあり、そのうち2,000名の皆様が出場され、健脚を競い、マラソン大会を盛り上げていただきました。11月18日に山太郎祭が開催されました。本年は開催場所を変更し、道の駅きくすいを主会場として実施されました。

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時6分

再開 午前10時12分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○町長（高巢泰廣君） はい、それでは、続けます。11月18日に山太郎祭が開催されました。本年は開催場所を変更し、道の駅きくすいを主会場とした実施をされました。天候にも恵まれ、例年以上の来場者となり、大盛況に終了することができました。御協力をいただきました関係者の皆様に改めて御礼を申し上げます。

次に、町内の諸行事であります。9月23日に第7回となります町民運動会を実施。10月6、7、8日で町内の四つの保育園の運動会。10月20日、21日で菊水中・三加和中学校の文化祭。11月は和水町文化祭や和水町教育の日、小・中学校音楽祭などが実施されました。その他11月には関西和会をはじめ、治水事業促進全国大会、全国過疎地域自立促進連盟第49回定期総会、玉名・八女線道路整備期成会要望式、全国町村長大会などに出席し、各分野における全国的な国の施策の流れを肌で感じてまいりました。

次に、主要事業についてであります。昨年の10月2日から運行を開始いたしました、おでかけ交通あいのりくんですが、一年間の運行実績を踏まえ、更なる利便性の向上のために地域の住民生活には欠かせない銀行、クリニック、歯科医院、郵便局、店舗など10カ所の乗降場所を増やし、

今年10月1日から運行を実施いたしております。

また、和水町にとりまして観光、振興、地域活性化の最大のチャンスであります金栗四三翁を大河ドラマの決定を受け、その準備を着々と進めてまいりました。決定を受け、大河ドラマいだてん和水町推進協議会や金栗四三生家検討委員会の組織を立ち上げ、それに伴い予算も議会で承認をいただき、その後具体的な金栗四三ミュージアムの整備や、金栗四三生家への整備。また、関連条例の整備など着々と進めていったところであります。そしていよいよ、1月の大河ドラマいだてん放送開始まで残り少なくなっております。これまで町内外の機運を高めるために、肥後民家村周辺をコースとして実施されましたキタクマ・金栗四三リレーラン、江崎グリコとの共同コラボによる東京、大阪、神戸など全国5カ所で実施される金栗四三企画大河ドラマいだてん放送を機に、和水町や玉名市で実施される金栗四三ミュージアムや、玉名の大河ドラマ館のPRと、連携・強化のための箱根町役場訪問を行っております。結果、来年の新春に行われます箱根駅伝では箱根町の協力により、ゴール付近に和水町のPRブースの出店の場所を確保していただいております。また、三加和町公民館では金栗四三大河ドラマ放送記念トークショーなど、数々の企画を実施してきております。その他、金栗四三記念切手の贈呈式など、様々な団体による取り組みも行われてきたところです。金栗生家の支援体制につきましては、地元中林区や吉地地区の協力により、駐車場の確保や観光客の受入れ態勢など進めております。今現在は各施設を訪れる来訪者を迎えるための特産品の販売やPRに向けた業者選定につきましても、間もなく決定するところであります。今、申し上げましたように、いよいよ最終段階を迎えており、機運の高まりと同時にこの金栗四三顕彰事業を和水町の観光振興、地域活性化につなげていかなければならない責務の重大さを実感し、改めて身の引き締まる思いであります。本事業の推進にあたり、町議会の御支援・御協力につきましては、重ねてお願いを申し上げます。

さて、本議会は条例4件、補正予算議案7件、その他議案5件を上程させていただいております。御審議のほどよろしくをお願いを申し上げます。最後になりましたが、この一年間、町行政、行財政運営につきましては、議員各位、町民の皆様には温かい御理解・御支援を賜り、誠にありがとうございました。余すところわずかとりましたが、この年末を御健勝にお過ごしいただき、よき新年を迎えていただきますよう心から御祈念を申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（蒲池恭一君） これで、行政報告は終わりました。

日程第5 委員長報告 行政視察研修（議会運営委員長）

○議長（蒲池恭一君） 日程第5、委員長報告を行います。行政視察研修報告について、議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長 高木君

○議会運営委員長（高木洋一郎君） 議会運営委員長の高木でございます。皆様、おはようございます。

ただいまから、行政視察研修報告を行います。本年10月31日から11月1日の2泊3日の日程で

議会議員12名による国会陳情、和水町。失礼。箱根町の行政視察、そして国立博物館の視察を行いましたので御報告いたします。初日の国会陳情では、熊本県選出国會議員 野田衆議院議員、参議院議員の松村、馬場、藤木の各氏、4名。4氏の方。それから福岡県選出の藤丸衆議院議員、自民党顧問の元衆議院議員であります古賀氏に対しまして、県道玉名八女線の矢部谷トンネル。この早期整備への協力をお願い。そして町道3路線。今、社交付金と申しますけど、国の交付金制度によって整備を進めております3路線の整備予算の確保について陳情を行ったところです。

また、内閣府まち・ひと・しごと創生本部に対しまして、和水町の地方創生事業に対する協力要請も合わせて行ってまいりました。国会開催中にもかかわらず、多忙な時間を割いていただいた各国会議員の皆様に対して感謝をしております。その後、国権の最高機関であります国会。この衆議院本会議場で議会の傍聴をいたしました。テレビ視聴では感じることのできない緊張感を味わってまいりました。

二日目の箱根町では定住・子育て施策の研修と、箱根駅伝ミュージアムを視察いたしました。箱根町は和水町と人口、それから面積が同程度の町でありまして。人口1万2,000人、面積93平方キロメートル。このうち山林、湖などの割合が92%で町全体が山岳地域でありました。主な産業は観光で、宿泊施設が400件を越えております。また、年間の観光客数が2,000万人。その消費額は800億円とのことであります。また、財政規模は平年ベースで90億円程度でありまして、その6割以上は自主財源とのことです。しかしながら、平成の合併はしておりません。また、過疎地指定も受けていないことから、有利な財政措置ができないという状況にあるということで、財政が逼迫しており、固定資産税の増額が議論されている状況にありました。

さて、人口は自然減に加え、20代後半から30代の人たちの減少が著しくて、年間300人程度ずつ減少している現状にありました。このうち観光業に従事する人たち。18歳から20歳代の前半。その人たちの人口流入はあるものの、その後の人事異動や結婚。それから転職などによって20代後半から30歳代の人口の流出が著しいということでありました。このようなことから定住促進対策として40歳未満の皆様方へ若者世帯の住宅取得補助。それと民間賃貸住宅の家賃補助。更には空き家リフォーム補助などにより若年層の移住・定住に力を入れておられます。

子育て対策は和水町とほぼ同じような政策を展開されていまして。しかし出生祝い金や医療費助成、この手については本町が充実していると思います。また、本町にない政策といたしましてスマートフォンでの予防接種通知や、成長記録の確認ができるシステムが構築されております。

また、核家族化の進行が著しいことから、産後の母親サポートに力を入れ、専門化。これは特別な研修を受けた専門家を派遣して育児相談や家事支援、あるいはベビーシッターなどの派遣も行っておられます。このように定住対策、子育て対策に研修をしてまいりましたけれども、人口抑制と若者世代に対する政策が重要であり、我が町でも若者や子育て世帯に対する政策の充実が求められるのではないかと改めて感じたところであります。

その後、箱根駅伝ミュージアムにお邪魔をいたしまして。このミュージアムは芦ノ湖町長からお話がありましたように、芦ノ湖湖畔の箱根駅伝ゴール地点に設置をされております。この施設

では箱根駅伝の歴史や、それから金栗四三先生とのかかわりをわかりやすく展示をされておりました。今後、箱根駅伝の創始者である金栗四三翁を縁に、和水町と箱根町との連携・交流が促進されることを期待しているところであります。

3日目は、上野の国立博物館。平成館に所蔵されております江田船山古墳から出土いたしました遺物を見学してまいりました。平成館玄関を入りまして、右側に古墳時代のコーナーがございますが、そこに銀象嵌銘大刀たち。失礼。銀象嵌銘大刀。これがメイン展示をされておりまして、そのほかに冠、首飾り。それから耳飾り、鎧など古墳時代の主要展示物となっております。和水町町民として、誇らしく思ったところであります。

以上、議員全員による国会陳情、箱根町行政視察、国立博物館視察を行いました行政視察研修報告を終わります。

○議長（蒲池恭一君） これで、委員長報告を終わります。

日程第6 議案第63号 和水町消防団条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第63号、和水町消防団条例の一部改正についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） それでは、議案第63号、和水町消防団条例の一部改正について御説明を申し上げます。

和水町消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成30年12月10日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

和水町消防団条例の一部を改正する条例。和水町消防団条例平成18年、和水町条例第144号の一部を次のように改正する。第3条中、580を500に改める。附則、この条例は交付の日から施行する。

提案理由の説明でございます。条例の定数において、現在580人が実団員の499人と大きく乖離しておりますことから、実団員に近づけた条例定数にするものでございます。これがこの条例案を提出する理由であります。御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

日程第7 議案第64号 和水町簡易水道条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第7、議案第64号 和水町簡易水道条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋光浩君） 議案第64号、和水町簡易水道条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

和水町簡易水道条例の一部改正について。和水町簡易水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成30年12月10日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

和水町簡易水道条例の一部を改正する条例。和水町簡易水道条例の一部を次のように改正する。第28条中、水道法。以下、法という。第12条 第1項を、法第12条 第1項に次の各号に掲げるものを次に掲げるに改める。第29条 第1項 第3号中、短期大学の次に同法による専門職大学の全期課程を含むを、卒業したあとの次に同法による専門職大学の全期課程をにあっては、修了したあとを加え、同項第6号中、よるを基づくを改め、同項第8号中、または水道環境を削る。第30条 第1項 第2号中、卒業したあとの次に学校教育法による専門職大学の全期課程にあっては、修了したあとを卒業した者の次に同法による専門職大学の全期課程にあっては修了したものを加え、同項第4号中、卒業したの次に当該学科目を納めて学校教育法に基づく専門職大学の全期課程。以下、この号において専門職大学全期課程という、を修了した場合は含むを加え、を卒業した者を、の卒業者。専門職大学全期課程の修了者を含む。次号において同じに、を卒業した者を、の卒業者に改める。附則、この条例は平成31年4月1日から施行する。

提案理由でございますけども、学校教育法の一部を改正する法律が平成29年5月31日に公布され、平成31年4月1日から施行されることから、厚生労働省で定められている資格要件に専門職大学に係るものを追加されるため、和水町簡易水道条例の一部を改正する必要があります。これが、この条例案を提出する理由でございます。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第8 議案第65号 和水町空家等の適正管理に関する条例の制定について

○議長（蒲池恭一君） 日程第8、議案第65号 和水町空家等の適正管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 石原君

○税務住民課長（石原康司君） ただいま、議題となりました議案第65号、和水町空家等の適正管理に関する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

和水町空家等の適正管理に関する条例を次のように定める。平成30年12月10日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

まず、提案理由のほうから説明したいと思いますので、裏面のほうを御覧いただきたいと思います。提案理由、空家等対策の推進に関する特別措置法が平成26年11月27日に制定され、平成27年5月26日に完全施工されたことに伴い、空家等における倒壊等の事故、火災。及び犯罪を防止し、もって町民の安全かつ良好な生活環境の保全に寄与するため、条例を制定する必要があるとしております。それでは、内容について条文を見ながら御説明したいと思います。また表のほうに戻っていただきたいと思います。

この条例の法は、第1条から第8条までで制定しております。まず、第1条でこの条例は空家

等の適正な管理に関し、空家等対策の推進に関する特別措置法平成26年法律第127号、以下法という。に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、空家等における倒壊等の事故、火災、及び犯罪を防止し、もって町民の安全かつ良好な生活環境の保全に寄与することを目的とすると趣旨のほうを第1条で規定しております。この条例はこの第1条にありますとおり、空家等のうち倒壊における事故、火災等の恐れがある一言で言いますと、危険な空家の適正な管理を実施することで最大の目的とした条例となっております。空家の中には改修を行えば十分住むことのできる物件も沢山見受けられると思いますが、そういった空家に対しましては、この条例とは別の視点で今現在空家等対策を充実させていく必要があり、空家バンク等の事業が進められているところでございます。

続きまして、第2条におきまして、この条例において抱えける養護の異議を第1号から4号で定義をしております。また第3条、第4条におきましては、民事における解釈との関連や空家等の適正管理について規定をしております。

続きまして、裏面のほうを御覧ください。第5条で情報提供等について規定のほうをしております。第6条では特別措置法に規定してあるとおり、和水町のほうでも空家対策等の協議会を置くことを規定しております。

続きまして、第7条では警察、消防、その他の関係機関との連携のほうを規定しております。

で、最後に第8条で、この条例に関しまして、必要な事項につきましては規則のほうで定めるということとしております。今回の条例におきましては、特別措置法の完全施工に伴いまして目的の部分で規定してありますように、危険な空家に対する町の対応のほうを法的根拠に基づき実施するための第1段階として捉えております。今後の展開としましては、現在、役場内の検討チームのほうで施行規則の制定。対策協議会の設立等に向けた協議のほうを中心に検討をしております。施行規則の中では調査、助言、指導について。また、それぞれの項目に対する勧告、命令、代執行、空家等の対策協議会のメンバー等についても項目を設けまして、案のほう作成しておりますので、この施行規則のほうができ次第、また御検討のほうをお願いしたいと思っております。

以上で、議案第65号、和水町空家等の適正管理に関する条例の制定について提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第9 議案第66号 和水町金栗四三生家記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第9、議案第66号 和水町金栗四三生家記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

社会教育課長 前渕君

○社会教育課長（前渕康彦君） 議案第66号、和水町金栗四三生家記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

和水町金栗四三生家記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成30年12月10日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

和水町金栗四三生家記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。和水町金栗四三生家記念館の設置及び管理に関する条例。平成30年和水町条例第19号の一部を次のように改正する。別表第1の備考4中、大河ドラマ館玉名市、またはを削る。附則、この条例は交付の日から施行する。でございます。提案理由は金栗四三生家記念館の管理運営を適正に行い、和水町の地域活性化を図るため、条例を改正する必要があるからでございます。

具体的には次のページの新旧対照表を御覧ください。表の右側でございます。改正前の別表第1の備考4については、大河ドラマ館または日本マラソンの父金栗四三ミュージアムの入場券、または使用済み半券を提示した個人の場合は、団体料金とするとして、関連施設間で相互に連携して誘客促進を図る予定でございました。しかしながら大河ドラマ館事業はオリンピック資産であり、オリンピックパートナーやスポンサー以外の事業者が大河ドラマ館を利用して誘客・宣伝に繋がるようなことをすることができないというNHKの判断が示されたことによりまして、今回、大河ドラマ館または、を削るというものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第10 議案第67号 平成30年度 和水町一般会計補正予算（第6号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第10、議案第67号 平成30年度和水町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） それでは議案第67号、平成30年度和水町一般会計補正予算について提案理由の説明を申し上げます。表紙の裏面を御覧ください。

平成30年度和水町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,405万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ86億989万6,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の追加は第2表、債務負担行為補正による。地方債の補正、第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正による。

平成30年12月10日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

まず、歳入歳出予算補正について説明を申し上げます。

予算書8ページをお開きください。歳入予算の主なものを御説明を申し上げます。

15款 県支出金 2項 県補助金 4目 農林水産業県補助金に333万9,000円を追加するものです。主なものといたしまして、農業費補助金として熊本県中山間農業モデル地区支援事業補助金178

万円でございます。その下15款 県支出金 3項 県委託金 1目 総務費委託金に109万1,000円を追加します。県議会議員選挙委託金でございます。

その下、16款 財産収入 2項 財産売払い収入 1目 不動産売払い収入に42万4,000円を追加いたします。これは瀬川にございます株式会社ネクサス工場敷地内にございました里道を売払ったものでございます。

その下、寄付金に100万円を追加いたします。菊水地区の小学校の図書購入費用として指定寄付があつてございます。

その下、18款 繰入金の介護保険事業会計繰入金として1,105万7,000円を追加いたします。これは介護保険事業会計の平成29年度決算を踏まえ、予算額より実績が下回ったために町が負担しておりました介護給付費、地域支援事業費、事務費が一般会計に繰り入れられるものでございます。

9ページをお開きいただきたいと思います。

19款 繰越金に4,341万9,000円を追加いたします。財源調整によるものでございます。

21款 町債に370万円を追加いたします。これは旧農業就業改善センターの解体工事の財源とするものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

次いで、歳出の主なものを説明いたします。

10ページをお開きいただきたいと思います。

2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費を567万4,000円減額いたします。これは10月一日付きの人事異動や職員の各種手当の変更による減額補正するものでございます。以下、予算書の款項目の人件費につきましては、同様の理由によるものでございますので、説明を省略させていただきます。

その下、5目の財産管理費に288万9,000円を追加いたします。これは庁舎等の電気料の追加と、非常用バッテリーや誘導灯の修繕費に充てるものでございます。

また、13節 委託料に45万4,000円を追加いたします。これは公共施設の個別計画策定に係るシステム導入委託料でございます。

11ページをお開きください。

一番下の2款 総務費 4項 選挙費 6目 県議会議員選挙費に190万4,000円を追加いたします。平成31年3月末から4月上旬に計画されております選挙費を今回計上するものでございます。

12ページをお開きください。3款 民生費 1項 社会福祉費 3目 障がい者福祉費に、1,021万5,000円を追加いたします。これは平成29年度の実績を踏まえ、障がい者医療費を国、県に対し返還するものでございます。

その下、同じく3項 民生費 2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費に2,148万4,000円を追加いたします。主なものといたしまして、児童福祉費返還金として。平成29年度決算を踏まえまして放課後児童保育事業費を国、県に対し返還するものでございます。

13ページを御覧いただきたいと思います。4項 衛生費 1項 保健衛生費 1目 保健衛生総務費

に、190万4,000円を追加いたします。これは、簡易水道事業会計繰出金で光熱水費の増額によるもの。また、特定地域生活排水処理事業会計繰出金で浄化槽の増設等によるものでございます。

次に6款 農林水産業費 1項 農業費 2目 農業総務振興費に178万円を追加いたします。熊本県中山間農業モデル地区支援事業補助金として、先ほど歳入で御説明いたしました。委託する小原地区が指定を受けており、農道整備、畦塗り機、動力噴霧器などの事業に充てるものでございます。

その下、5目 果樹園芸費に、園芸振興費に140万円を追加いたします。これは県が十町地区をモデル地区に指定しているものでございます。園内の道路整備に充当するものです。

14ページを御覧いただきたいと思います。

一番下、8款 土木費 3項 河川費 2目 河川維持費に240万円を追加いたします。今年の夏の豪雨による災害査定を受けるための査定箇所の草刈り等の管理費の増によるものでございます。

15ページを御覧いただきたいと思います。

上段の8款 土木費 4項 下水道費 1目 公共下水道費に111万7,000円を追加いたします。これは公共下水道への新規接続増によるものでございます。

その下、1目 住宅管理費に673万8,000円を追加いたします。これは主に板楠団地9棟の白蟻駆除の委託料に充てるものです。

中ほど、10款 教育費 2項 小学校費 2目 教育振興費に100万円を追加いたします。これは歳入でも申し上げましたが、菊水地区の小学校へ指定給付があったもので図書購入に充てるための補正でございます。

16ページを御覧いただきたいと思います。中段に記載してあります10款 教育費 5項 体育保健費 1目 保健体育総務費に339万8,000円を追加いたします。いだてんの放送と合わせて金栗四三生家の整備に係るトイレの整備や駐車場の整備を行うための補正でございます。

17ページを御覧いただきたいと思います。

11款 災害復旧費 2項 公共土木施設災害復旧費 1目 災害総務費の査定測量設計業務委託料に554万9,000円を追加いたします。査定の結果、増加となった分の設計業務委託料を補正するものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に4ページの第2表 債務負担行為補正について説明を申し上げます。追加事項として、広報紙印刷製本を追加いたします。広報なごみに係る債務負担行為です。期間は平成31年度。限度額は300万円でございます。平成30年度中に契約を済ませ、4月号の作成作業を進めなければならないことが理由でございます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

第3表 地方債の補正の変更に係るものについて説明を申し上げます。公共施設除却事業合併特例債で対応いたします。370万円を追加し、670万円とします。これは旧農業就業改善センターの解体に係る実施設計業務の財源として追加・変更するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第11 議案第68号 平成30年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第11、議案第68号 平成30年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 石原君

○税務住民課長（石原康司君） 議案第68号、平成30年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明をいたします。表紙の裏面のほうをお開きください。

平成30年度和水町の国民健康保険事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,308万2,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成30年12月10日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

歳入のほうから御説明しますので5ページのほうをお開きください。

6款 県支出金 2項 県補助金 1目 保険給付等交付金。特別調整交付金のほうを51万5,000円増額補正をしております。

続きまして、6ページのほうを御覧ください。

歳出のほうとなります。1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費。委託料を27万円増額補正しております。これは今年の4月から公共事業の都道府県化に伴いまして、県下一斉にシステムの改修を実施するための費用となっております。

6款 保健事業費 2項 保健事業費 2目 疾病予防費。委託料のほうを24万5,000円増額補正しております。これは39歳以下の人間ドックの申し込み者の確定のほうができましたので、一人当たり人間ドックの費用の70%を上限とします。4万9,000円の5名分。これを新たに増額計上しているものとなります。歳出の全てのほうが歳入のほうの特別調整交付金のほうで賄われることとなっております。

以上で、議案第68号、平成30年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）の提案理由の説明といたします。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第12 議案第69号 平成30年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第12、議案第69号 平成30年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） 議案第69号、平成30年度和水町介護保険事業会計補正予算（第

2号)につきまして御説明申し上げます。

まず、表紙の裏面をお開きください。平成30年度和水町介護保険事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,876万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ15億9,062万4,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成30年12月10日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

まず、歳出のほうから御説明いたします。6ページを御覧なってください。

1款 総務費 1項総務管理費 1目 一般管理費 4節 共済費の社会保険料を2万2,000円の追加補正いたします。これにつきましては、介護保険の認定調査に伴う非常勤職員を3名雇用しておりますが、その方たちの社会保険料の追加分となります。

同じく13節 委託料の介護保険指定業者等、管理システム導入委託料を31万8,000円の追加補正いたします。これにつきましては、介護保険事業者指定管理業務につきましては熊本県で一括管理されておりましたけれども、平成31年度から市町村管理に移行するため、事業所を管理するシステムを導入する必要性が出て来ました。システム導入につきましては、平成31年度中には導入いたしまして、今までの熊本県が管理してましたデータを年度末までに移行いたしまして、新年度に支障がないように管理体制を整えていきたいというふうに考えております。

同じく14節の使用料及び賃借料の介護保険指定事業者等管理システム簡易版が利用料を3万6,000円追加補正いたします。これにつきましては、先ほど申し上げました介護保険指定業者と管理システムの1月分から3月分の使用料となります。

次に、4款 地域支援事業費 1項 介護予防生活支援サービス事業費 1目 介護予防生活支援サービス事業費 19節 負担金補助及び交付金の通所型サービスA負担金を735万6,000円追加補正し、現行相当通所型サービス負担金を147万7,000円の減額補正いたします。これにつきましては、介護保険サービスの地域支援事業の中のサービスになります。通所型サービスAは緩和条件で利用できるための利用促進に繋がり、逆に利用できる条件を明確にした現行相当サービスの利用が伸びなかったことによる増減となっております。

続きまして、訪問型サービスA負担金201万6,000円を追加補正いたします。現行相当訪問型サービス負担金を25万2,000円の減額補正いたします。このサービスも先ほど申し上げたとおり、介護保険サービスの地域支援事業の中のサービスになりますが、同様の理由による増減でございます。

同じく2項 一般介護予防事業費でございます。1目 一般介護予防事業費 1節 報酬の非常勤職員報酬を10万9,000円の追加補正いたします。これは現在、お茶の間筋トレ事業を57地域で展開しておりますが、男性に特化したお茶の間筋トレを開催したところ、非常に好評をいただいております。少し予定よりもですね、開催数を増やして介護予防に努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

同じく4項 その他諸費 1目 審査支払い手数料 12節 役務費の手数料を2万1,000円追加補正いたします。これにつきましては各事業所から、サービスの請求は介護保険連合会に一括して審査をお願いしておりますが、先ほど申し上げました1項の通所型サービスA等の利用者が増えたため、それに伴う審査件数が増えたことが要因となります。

続きまして、7ページを御覧になってください。

7款 総支出金 1項 償還金及び還付加算金 2目 償還金 23節 償還金利子及び割引料の返還金4,956万2,000円を追加補正いたします。これは平成29年度決済に伴う介護給付費精算分による国・県への返還金となります。それぞれの返還金額につきましては、国への返還金が4,156万8,000円。県への返還金が799万4,000円となります。ちなみに、国の返還金が4,156万8,000円と高額になっている理由でございますが、国の方針として可能な限り追加交付金が生じないように介護給付費の見込み額に対しまして、107%で調整して交付されているため、返還が高額になった状況でございます。

同じく2項 繰出金 1目 繰出金 28節 繰出金の一般会計繰出金1,105万8,000円を追加補正いたします。これにつきましては先ほど申し上げましたとおり、平成29年度決算に伴う町負担金の返還金となります。

続きまして、歳入を申し上げます。戻りまして5ページを御覧になってください。

7款 繰入金 1項 一般会計繰入金 4目 その他一般会計繰入金 1節 その他一般会計繰入金の事務費繰入金の37万6,000円を追加補正いたします。これは歳出で御説明いたしました総務費の経費を一般会計から繰り入れするものでございます。

次に8款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金 1節 繰越金の前年度繰越金6,839万3,000円の追加補正となります。これにつきましては、先ほど歳出で申し上げました平成29年度決算に伴う国・県・町への返還金と介護予防生活支援サービス事業費での増額補正予算に対応したのになります。補足になりますが、今申し上げました介護予防生活支援事業費分の764万3,000円の歳入財源につきましては、国・県・町のそれぞれの負担割合で歳入予算に反映するところでございますが、暫定的に繰越金は出ておりますので、3月定例会の補正で対応させていただきたいというふうに考えております。

以上で、議案第69号、平成30年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第13 議案第70号 平成30年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第13、議案第70号 平成30年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

特養施設長 樋口君

○特別養護老人ホーム施設長（樋口幸広君） 議案第70号、平成30年度和水町特別養護老人ホーム

ム事業会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を御覧ください。平成30年度和水町の特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。債務負担行為の追加、第1条 債務負担行為の追加は、第1表 債務負担行為補正による平成30年12月10日提出、和水町長高巢泰廣です。

1 ページを御覧ください。

第1表 債務負担行為補正、事項、給食業務委託、期間、平成31年度から平成32年度。限度額1億3,561万円です。利用者の食事の提供につきましては、平成29年度から民間委託を行っており、契約期間が平成29年度から30年度の2カ年でしたので、今回公募を行い、選定を行ったところで、31年度以降の予算の裏付けが必要なため、2カ年分の債務負担行為1億3,561万円を計上いたしております。

以上で、議案第70号、平成30年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）の提案理由の説明を申し上げます。終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第14 議案第71号 平成30年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第14、議案第71号 平成30年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋光浩君） 議案第71号、平成30年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明をいたします。表紙の裏面を御覧ください。

平成30年度和水町の簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条 第1項 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ34万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6,036万4,000円とする。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成30年12月10日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

内容について歳出から御説明します。予算書資料の6ページを御覧ください。

1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費を8万6,000円増額し、898万2,000円となります。4節 共済費 2万7,000円については給与改定による一般共済組合負担金の増額でございます。23節 償還金利子及び割引料 5万9,000円については使用料、加入者への還付金でございます。

2款 衛生費 1目 施設管理費を25万4,000円増額し、2,117万6,000円となります。11節 需用費 24万円については、光熱費で、電気量増に伴う増額補正でございます。12節 役務費 1万4,000円については、保険料で大藤地区簡易水道施設の設備等追加、及び変更による増額補正でございます。

次に歳入でございますが、5ページを御覧ください。

5 款 繰入金 1 目 一般会計繰入金を34万増額し、3,394万6,000円となります。これは事業費増のため増額するものです。

以上で、議案第71号、平成30年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第15 議案第72号 平成30年度和水町下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第15、議案第72号 平成30年度和水町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋光浩君） 議案第72号、平成30年度和水町下水道事業会計補正予算（第3号）についての提案理由の説明をいたします。表紙の裏面を御覧ください。

第1条 第1項 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ111万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,740万5,000円とする。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成30年12月10日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

内容について、歳出から御説明します。予算書資料の6ページを御覧ください。

1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費を2万3,000円増額し、939万3,000円となります。内訳として、4 節 共済費の一般職共済組合負担金の増額補正でございます。これは給与改定による増額でございます。

2 款 土木費 1 項 下水道費 1 目 下水道施設運営費を109万4,000円増額し、2,901万8,000円となります。

11 節 事業費23万円については、光熱水費で電気量増に伴う増額補正でございます。

15 節 工事請負費86万4,000円については、取付け管等の工事請負費で、下水道の新規取付けに伴う増額補正でございます。

次に歳入でございますが、参照資料の5ページを御覧ください。

4 款 繰入金 1 目 一般会計繰入金について111万7,000円の増額補正をしております。これは、事業費は増額したことにより今回補正を行うものでございます。

以上で、議案第72号、平成30年度和水町下水道事業会計補正予算（第3号）についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第16 議案第73号 平成30年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第16、議案第73号 平成30年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（中嶋光浩君） 議案第73号、平成30年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明をいたします。表紙の裏面を御覧ください。

第1条 第1項 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,435万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,642万3,000円とする。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。第2条 地方債の変更は第2表 地方債補正による。平成30年12月10日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

内容について、歳出から御説明します。予算書資料の7ページを御覧ください。

2款 衛生費 1項 下水道費 1目 特定地域生活排水処理施設管理費を1,435万4,000円増額し、9,225万4,000円となります。内訳として、11節 事業費と15節 工事請負費の増額補正でございます。事業費については、修繕料を74万6,000円増額しております。これは浄化槽の本体やブロワーの修繕にかかるものです。工事請負費については、浄化槽設置と工事請負費として1,360万8,000円を増額しております。これは30人槽の浄化槽設置申請が2件あったことと、県事業であります県道大牟田植木線やさしい道づくり事業の道路改良工事に伴いまして、町設置型合併処理浄化槽を撤去する必要があるため、今回増額補正を行うものでございます。

次に歳入でございますが、予算書資料の6ページを御覧ください。

1款 分担金及び負担金 1項 分担金 1目 生活排水処理事業分担金を136万円増額し、569万1,000円となります。これは30人槽浄化槽2基を新たに設置するため、その受益者加入分担金でございます。

4款 県支出金 1項 県補助金 1目 生活排水処理事業兼補助金を11万9,000円減額し、169万1,000円となります。これは生活排水処理事業の県補助金について前年度実績による増額補正でございます。4款。減額補正でございます。すいません。

4款 県支出金 2項 県委託金 1目 衛生費委託金について13万6,000円増額し、33万6,000円となります。これは県からの委譲事務で、浄化槽法に基づく事務で実績による増額補正でございます。

5款 繰入金 1目 一般会計繰入金について152万円増額し、2,685万8,000円となります。これは事業費増に伴う繰入れでございます。

6款 繰入金 1目 繰越金について183万円減額するものです。これは繰越金確定に伴う減額補正でございます。

7款 諸収入 3目 雑入について168万7,000円増額し、168万8,000円となります。内訳として、県道大牟田植木線の道路改良工事に伴い、町設置型合併処理浄化槽2件の撤去にかかる県からの補償費168万7,000円です。

8款 町債 1項 町債 1目 衛生費について1,160万円増額し、3,560万円となります。これは浄化槽設置工事に伴う借入金の増額でございます。

以上で、議案第73号、平成30年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第17 議案第74号 熊本市町村総合事務組合規約の一部変更について

○議長（蒲池恭一君） 日程第17、議案第74号 熊本市町村総合事務組合規約の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 議案第74号、熊本市町村総合事務組合規約の一部変更について説明を申し上げます。

地方自治法第286条 第1項の規定により、熊本市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。平成30年12月10日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

熊本市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約。熊本市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。別表第1、及び別表第2中、地方独立行政法人熊本県北病院機構設立組合を、熊本県北病院機構設立組合に改める。附則、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による熊本県知事の許可のあった日から施行し、この規約による改正後の熊本市町村総合事務組合規約の規定は平成30年10月1日から適用する。

提案理由の説明でございます。今回、名称の変更に伴います規約の変更でございます。熊本市町村総合事務組合規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を得る必要があるためでございます。御承認賜りますようお願いいたします。

日程第18 議案第75号 第2次和水町まちづくり総合計画基本構想の策定について

○議長（蒲池恭一君） 日程第18、議案第75号 第2次和水町まちづくり総合計画基本構想についてを議題といたします。

提案理由の、失礼いたしました。提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長 高木君

○まちづくり推進課長（高木浩昭君） ただいま議題となりました議案第75号、第2次和水町まちづくり総合計画基本構想について、提案理由の説明を行います。

第2次和水町まちづくり総合計画基本構想について、第2次和水町まちづくり総合計画基本構想を別紙のとおり策定するものとする。平成30年12月10日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

第2次和水町まちづくり総合計画基本構想について、提案理由の説明を行います。

地方自治法第96条第2項の規定による和水町議会の議決すべき事件に関する条例により、議会の議決を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。和水町のまちづくり総合計画は平成20年3月に第1次計画を策定しまして、10年が経過したことから、これまでの計

画の成果を検証するとともに、基礎調査や住民意向調査、住民ワークショップ等を踏まえて、ここに新たに第2次和水町まちづくり総合計画を作成するものでございます。近年、地方分権や、地方創生が推進されているものの、人口減少や少子高齢化、家族形態やライフスタイルの多様化など、社会環境の変化によって地域産業や就学等の機能維持に及ぼす影響が懸念されるなど、本町を取り巻く環境は年々厳しいものとなっております。本計画は、計画期間を2018年度から2025年度の8年間とし、今後の行政運営の総合的な指針として町民にまちづくりの長期的な展望を示し、ともにまちづくりに取り組むことを目的に策定するものでございます。この計画策定にあたっては住民意識調査、住民ワークショップ、職員のワーキング検討会議など貴重な御意見をいただき、また、御提案をいただき、その多くの意見を計画の中に反映しております。また、振興計画審議会においても慎重に審議、検討していただき、了承いただいたところでございます。

なお、参考資料として添付しております基本計画の案につきましても、全期4年間の基本計画としておるところでございます。それでは、基本計画、基本構想の概要について説明をしたいと思います。資料の1ページのほうをお開きください。

1ページからですね、前段としまして、総合計画の策定にあたって計画策定の目的、計画の構成と計画期間としております。

2ページ目には計画の構成、計画の位置付けを掲載しております、3ページからが第2章としまして和水町を取り巻く情勢ということとしてしております。町の特性といたしましては、(1)町の概要。

それから5ページ目、(2)人口。

それから6ページ、(3)地区別の人口推移を掲載しているところでございます。

7ページでございますけれども、7ページからはまちづくりに対する住民意識ということで、意向調査の結果等を掲載しておるところでございます。

9ページでございますけれども、人口の見通しと目標人口を掲載しておるところでございます。(1)では総人口の目標、それから(2)では年齢別の人口の目標を載せております。

11ページ目からはまちづくりの主要課題を六つに整理し掲載しております。

そして14ページから基本構想として掲載をしておるところでございます。

15ページでございますが、第1章としまして、和水町のまちづくりが目指すものということで、方向性を五つの方向性として掲げておるところでございます。

17ページには、町の将来像を笑顔輝き魅力あふれる和水町を掲げて本町のまちづくりを進めて行くこととしておるところでございます。

18ページからは第2章、将来像実現するための基本目標を掲げまして、基本目標六つの基本目標を掲げております。

最後に24ページになりますけれども、第3章としまして、施策の体系を載せておるところでございます。

また、別添のですね、参考資料として掲載しておりますが、全期基本計画では、この基本構想

で示した基本目標に基づき全期4年間重点的に取り組む主要な政策について数値目標掲げながら策定しているところでございます。

以上で、議案第75号、第2次和水町まちづくり総合計画基本構想について提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第19 議案第76号 財産の無償貸与についての議決内容の一部変更について

○議長（蒲池恭一君） 日程第19、議案第76号 財産の無償貸与についての議決内容の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長 高木君

○まちづくり推進課長（高木浩昭君） ただいま議案となりました議案第76号、財産の無償貸与についての議決内容の一部変更について、提案理由の説明を行います。

財産の無償貸与についての議案内容の一部変更について。平成28年2月12日付け、議案第2号議案をもって、議決承認された財産無償貸与の議決内容の一部を次のように改める。平成30年12月10日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

変更の概要でございますけれども、変更の概要の中で掲げております建物の床面積が変更前の1,954平米から、変更後1,894平米と変更するものでございます。

提案理由を説明いたします。

旧春富小学校跡地については、平成28年8月3日から土地・建物を福岡県筑後市のアクセスジャパングループに5年間無償貸与しています。今回、旧春富小学校1階の一室60平米に田中城主の遺品を展示する資料館を整備し、町で管理するため、議決内容の一部変更が必要となるためでございます。

以上で、議案第76号、財産の無償貸与についての議決内容の一部変更について提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第20 議案第77号 町道の路線廃止について

○議長（蒲池恭一君） 日程第20、議案第77号 町道の路線廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋光浩君） 議案第77号、町道の路線廃止について提案理由の説明をいたします。

道路法第10条 第1項の規定により、別紙のとおり町道の路線を廃止することとする。平成30年12月10日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

提案理由として、町道の路線廃止につきましては道路法第10条 第3項において準用する同法第8条 第2項の規定により議会の議決を経る必要がありますので、今回提案しております。

次のページを御覧ください。はじめに、路線番号710番ですが、路線名は古閑線です。起点は和

水町西吉地字亀ヶ浦784番1 接地先から、終点は和水町西吉地字亀ヶ浦748番1 地先場までとなり、道路延長は261.8メートルで、幅員は2メートルから13メートルございます。

次に路線番号748番ですが、路線名は古閑2号線です。起点は和水町西吉地字塩井谷377番5 地先から、終点は和水町西吉地字古閑7番1 地先までとなり、道路延長は223.6メートルで、幅員は2.5メートルから9.1メートルでございます。以上の2路線は県道と仁菊水線の道路改良工事に伴い、旧道となる区間を和水町の町道として引き継ぐことに関して覚書を締結しております。新道が完成し旧道の引継ぎ工事を終えたあとに、払い下げを受けることになります。本路線については新県道と接続されることになり、それにより延長が伸びて起点位置が変わりますので、今までの区間の道路共用を廃止し、新しい区間で認定し直す必要があります。

以上で、議案第77号、町道の路線廃止についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第21 議案第78号 町道の路線認定について

○議長（蒲池恭一君） 日程第21、議案第78号 町道の路線認定についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋光浩君） 議案第78号、町道の路線認定について提案理由の説明をいたします。

道路法第8条 第1項の規定により、別紙のとおり町道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議決を求める。平成30年12月10日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

提案理由として、町道の路線認定につきましては、道路法第8条 第2項の規定により議会の議決を経る必要がありますので、今回提案しております。

次のページを御覧ください。はじめに、路線番号710番ですが、路線名は古閑線です。起点は和水町西吉地字亀ヶ浦から終点は和水町西吉地字亀ヶ浦までとなり、道路延長は約270メートルで、幅員は2メートルから13メートルでございます。

次に路線番号748番ですが、路線名は古閑2号線です。起点は和水町西吉地字中ノ谷から終点は和水町西吉地字古閑までとなり、道路延長は約170メートルで、幅員は2.5メートルから9.1メートルでございます。

次に路線番号751番ですが、路線名は古閑3号線です。起点は和水町西吉地字亀ヶ浦から終点は和水町西吉地字亀ヶ浦までとなり、道路延長は約50メートルで、幅員は4メートルから8メートルでございます。

最後になりますが、路線番号752番ですが、路線名は古閑4号線です。起点は和水町西吉地字塩井谷から終点は和水町西吉地字塩井谷までとなり、道路延長は約40メートルで、幅員は4メートルでございます。

以上の4路線は県道と仁菊水線の道路改良工事に伴い、旧道となる区間を和水町の町道として引き継ぐことに関して覚書を締結しております。新道が完成し旧道の引継ぎ工事を終えたあとに、

払い下げを受けることになります。また、本路線につきましては新県道と接続されることになり、それにより延長が伸びて起点位置が変わりますので、新しい区間で認定し直す必要があります。

以上で、議案第78号、町道の路線認定についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いします。

○議長（蒲池恭一君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。明日、11日の一般質問は、午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。御起立願います。お疲れ様でした。

散会 午前11時27分